## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市農地農業用施設整備事業補助金
補助の区分	事業補助(建設的補助)
補助の概要	本市の農業の総合的な振興を図るために、団体及び個人が行う基盤 整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	農業者及び農業者団体
補助対象経費	補助事業者が実施する事業に要する経費
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	事業種目により補助事業費10万円以上300万円以下、もしくは40万円以上200万円以下 〇少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	事業種目により50%以内もしくは30%以内 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合)	
	数值化不可
	〇目標に対する費用対効果(計算式)
数値目標等	
※数値目標の設定検証	〇目標を数値化できない理由及び他の評価方法 理由:各地域の状況に応じて補助するものであり、数値目標は馴染まない。 評価方法:この事業を活用して整備された農地等がどの程度あり、その地域で営農を継続できているかどうか。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹 底	〇終期の設定が3年を超える場合の理由 
補助事業の募集・開示 等	〇開示内容及びその方法 (手段) ホームページ等
(担当部署) 事業担当	農林水産課 農村整備係
尹耒担ヨ   (電話番号)	63-3761
(电动钳力)	30 0701